



山形県公報

平成23年12月27日(火)

号 外 (34)

目 次

条 例

やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 3
 山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例..... (雇用対策課) ... 同
 山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する
 条例..... (産業政策課) ... 同
 山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例..... (農政企画課) ... 4
 山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例..... (教 育 庁) ... 同

この号で公布された条例のあらまし

やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例 (県条例第52号) (税政課)

この条例の施行後5年を目途としてやまがた緑環境税条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同条例の規定について検討を加えることとした。

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第53号) (雇用対策課)

- 1 東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、山形県立山形職業能力開発専門校の入校審査料を免除することができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の規定は、平成24年度以後に入校するための入校審査に係る入校審査料について適用することとした。

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第54号) (産業政策課)

- 1 東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、山形県立産業技術短期大学の入校審査料を免除することができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の規定は、平成24年度以後に入校するための入校審査に係る入校審査料について適用することとした。

山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第55号) (農政企画課)

- 1 東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、山形県立農業大学の入校審査料を免除することができることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県立農業大学の授業料等徴収条例の規定は、平成24年度以後に入校するための入校審査に係る入校審査料について適用することとした。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第56号) (教育庁)

東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、県立高等学校の受験料を免除することができることとした。

条 例

やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第52号

やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例

やまがた緑環境税条例（平成18年12月県条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「この条例の施行後」を「やまがた緑環境税条例の一部を改正する条例（平成23年12月県条例第52号）の施行後」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第53号

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例（平成18年3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（平成18年度以前の入校者に係る授業料の不徴収）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る入校考査料の特例）

3 知事は、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、入校考査料を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県立職業能力開発校の授業料等徴収条例の規定は、平成24年度以後に入校するための入校考査に係る入校考査料について適用する。

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第54号

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例（平成4年12月県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る入校考査料の特例）

4 知事は、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、入校考査料を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県立産業技術短期大学の授業料等徴収条例の

規定は、平成24年度以後に入校するための入校審査に係る入校審査料について適用する。

山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第55号

山形県立農業大学の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立農業大学の授業料等徴収条例（平成18年7月県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（平成18年度以前に入校した者に係る授業料等の不徴収）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（東日本大震災により被害を受けたと認められる者に係る入校審査料の特例）

3 知事は、東日本大震災により被害を受けたと認められる者に対しては、入校審査料を免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の山形県立農業大学の授業料等徴収条例の規定は、平成24年度以後に入校するための入校審査に係る入校審査料について適用する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第56号

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例

山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「入学金」を「入学金等」に改め、同項中「入学金」を「入学金及び受験料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。